

6 手当を受けている方の届出の義務

認定を受けた方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに町の窓口へ届出をしてください。

届 出 書 類	届 出 事 由
資 格 喪 失 届	次のような場合には、手当を受けることができませんので早急に資格喪失届を出してください。資格がなくなってから手当を受け取った場合は、その間に支払われた手当を返還していただくことになりますので、ご注意ください。 (なお、偽り、その他不正の手段によって手当を受けた場合は、罰せられることがあります。) ● 婚姻の届出をしたとき。 ● 婚姻の届出はなくても事実上婚姻関係（異性と同居あるいは同居がなくてもひんぱんに定期的な訪問かつ生活費の援助があるなどの状況）となったとき。 ● 児童の死亡や、転出などにより監護（養育）しなくなったとき。 ● 児童が施設入所したり、里親に委託されたとき。 ● 刑務所等に拘禁中の父又は母が出所したとき。 ● 遺棄している児童の父又は母から連絡、訪問、送金があったとき。 (※他にも喪失理由があります。)
現 況 届	認定を受けている全ての人が、毎年8月1日から8月31日までの間に提出し、支給要件の審査を受けます。 [注意] この届出を怠ると、その年の11月分以降の手当は受けられません。 また、2年間届出しなかった場合は、時効により受給資格が消滅します。
一 部 支 給 停 止 適用除外事由届出書	受給資格が認定されてから5年、又は、支給要件に該当して7年を経過したときと、その後毎年現況届を提出するときに届け出て、以下の要件の審査を受けます。 ● 就業している、又は、求職活動等の自立を図るための活動をしている。 ● 身体上又は精神上の障害がある。 ● 負傷又は疾病等により就業することが困難である。 ● 監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等により、介護するため、就業することが困難である。 [注意] この届出が提出されないときは、提出期限の翌月分の手当から次の審査の時期まで、手当が2分の1になります。
公的年金等受給状況届	年金の受給が決定したとき（※手当額が変更となるため、すみやかにご提出ください。）
額 改 定 届	児童が施設に入所するなどして、支給対象児童数が減ったとき
額 改 定 請 求 書	新たに支給対象児童が増えたとき
支 給 停 止 関 係 (発生・消滅・変更)届	所得の高い人と同居するようになる、またはしなくなるなど、現在の支給区分が変動したとき
受 給 者 死 亡 届	受給者が死亡したとき
氏 名 変 更 届	受給者や児童の氏名が変わったとき
住所・支払金融機関変更届	住所または支払金融機関が変わったとき ※住所を変更する場合、旧住所と新住所双方の市町に住所変更届（児童扶養手当に関するもの。住民票のものとは異なります）を提出する必要があります。住所変更からできる限り期間を空けずに提出するようご注意ください。旧住所の市町に住所変更届を提出すると、児童扶養手当の給付が一時的に停止されることがありますが（支払差止）、新住所の市町において、転入したことが確認されると、一時的に給付が停止されていた月の分の手当までさかのぼって給付が再開されます（支払差止解除）。

●あなたのお問い合わせの窓口は●

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL (076) 225-1421(直通)

または、お住まいの町役場まで。

児童扶養手当

令和8年4月



児童扶養手当

父母の離婚などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

石 川 県

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童について、その児童を監護している母、その児童を監護し生計を同じくする父、父又は母にかわってその児童を養育している人（養育者）です。なお、児童が、中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障害にある児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童
- 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母の懐胎が婚姻によるか否かが明らかでない児童



次のような場合は、手当は支給されません。

《児 童 が》

- 日本国内に住所がないとき。
- 児童福祉施設等に入所又は里親やファミリーホームに委託されているとき。
- 父又は母の配偶者（事実上の婚姻関係の場合も含む）に養育されているとき（母又は父に重度の障害がある場合は除く）。

《父・母・養育者が》

- 日本国内に住所がないとき。
- 養育者の場合は児童と別居しているとき。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、住所地の町役場担当課の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

- 請求者と対象児童の戸籍謄本
- その他必要書類（各町役場福祉担当窓口でお尋ねください）

※申請には、請求者、配偶者、対象児童及び扶養義務者のマイナンバー（個人番号）の記入が必要になります。申請時に番号確認と身元確認を行います。（詳しくは各町役場福祉担当窓口でご確認ください。）

3 手当の支払い

手当は県知事の認定を受けると、町に請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

令和8年度の 支給日	3・4月分の手当	5月11日	9・10月分の手当	11月11日
	5・6月分の手当	7月10日	11・12月分の手当	1月8日
	7・8月分の手当	9月11日	1・2月分の手当	3月11日

奇数月に2か月分の手当が指定した金融機関の口座に支給されます。

※11日が土・日曜日もしくは休日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日が支給日となります。

4 手 当 の 額

（令和8年4月以降）

区 分	全部支給される場合	一部支給される場合
児童1人のとき	月 額 48,050円	月 額 11,340円～48,040円
// 2人以上のとき （2人目から1人につき）	加算額 11,350円	加算額 5,680円～11,340円

※令和8年4月から手当額が変更となっています。

※受給資格が認定されてから5年、または、支給要件に該当してから7年を経過したとき、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない方については、手当が2分の1になります。また原則として、年1回消費者物価の変動に基づいて手当額が見直されます。

5 支 給 制 限

手当を受ける人の前年の所得が政令で定められた限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は手当の全部または一部が支給停止されます。また、同居している扶養義務者の所得についても限度額以上ある場合は、支給停止になります。

※手当額および所得制限限度額については、変更することがありますので住所地の町役場福祉担当窓口でお尋ねください。

所得制限限度額表（令和6年11月以降）

扶養親族等の数	受 給 者 所 得		配偶者及び 扶養義務者等所得
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
以下1人増につき	380,000円加算		380,000円加算

※上記の限度額は、所得額から所定の控除額を差引いた後のものです。

児童扶養手当の手当証書は、こんなときに役立ちます。

手当証書は、毎年現況届を出された方で、引き続き手当の支給を受けられる方全員に交付されます。証書交付の通知がありましたら、届出印をご持参のうえ、町役場の福祉担当窓口へおいでください。

ーこんなとき証書を提示して所定の手続きをしてくださいー

- IR・JR定期券の割引 児童扶養手当を受給している世帯に属する者がIRいしかわ鉄道株式会社・旅客鉄道株式会社（JR）の通勤定期乗車券等を購入する場合は、3割引の制度があります。資格証明書の交付を受けるのに①購入者の写真②印鑑等も必要となります。

取扱窓口は…市役所・町役場の福祉担当窓口

